

# 筑紫野市水道事業危機管理マニュアル

## 概 要 版

平成27年度

環 境 経 済 部

上下水道工務課・上下水道料金総務課

# 水道事業危機管理マニュアルの概要

## 【基本方針】

水道事業は、市民に安全な飲料水を供給することを目的とした重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な危機を未然に防止し、危機発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制及び関係機関や他都市との連携体制を構築する。

## 【危機の定義】

### 危機の分類

区 分	事 象
施設事故	1 配水幹線事故等による断水・濁水等
	2 水道管の異常を起因とする道路陥没
	3 浄水場、ポンプ場等の異常事態
水質事故	4 原水の水質異常
	5 浄水処理における水質異常
	6 配水及び給水における水質異常
異常渇水	7 ダム及び井戸水等の渇水
その他	8 水道管の施工中及び既設施設管理中の事故
	9 施設等の破壊テロ

※ 自然災害等大規模災害においては「筑紫野市地域防災計画」「筑紫野市水防計画書」及び「災害時対応マニュアル」に則り対応する。

※ 新型インフルエンザ発生時には「筑紫野市新型インフルエンザ対策行動計画」に則り対応する。

## 【危機レベルの区分】

- (1) 1次体制 危機の範囲及び市民への影響が非常に小さく、環境経済部上下水道工務課における対応で措置できる場合。
- (2) 2次体制 危機の範囲及び市民への影響が比較的小さく、水道事業における対応で措置できる場合。
- (3) 3次体制 危機の範囲及び市民への影響が比較的大きく、環境経済部上下水道工務課・上下水道料金総務課における対応で措置できる場合。

- (4) 4次体制 危機の範囲及び市民への影響が大きく、環境経済部及び関係部署と情報交換を行うなど連携して対応する必要がある場合。
- (5) 5次体制 危機の範囲及び市民への影響が非常に大きく、全庁体制及び関係機関の応援要請により対応する必要がある場合。

※ 戸数に関わらず重要施設及び影響範囲の拡大によって、危機管理レベルをアップさせることとする。

## 【危機の未然防止】

平常時から、多様な危機を未然に防止するための対策を講ずるものとする。

### (1) 水道施設・設備の老朽管更新・耐震化

経年化した水道施設・設備の更新、老朽化した配水管の布設替え、耐震管の採用、自己水源系統と山神水道企業団及び福岡水道企業団の供給事業系統との連絡管整備などの対策を実施し、水道施設の被災時における断水被害の軽減、早期復旧を図るための施設整備を推進する。

### (2) 水源監視・施設警備

水源の監視や水道施設の警備の強化及び関係機関との連携を強化するとともに、情報収集に努める。

### (3) 応急給水・応急復旧体制の整備

危機発生時において、応急給水及び施設の応急復旧が、速やかに実施できるよう水道事業全般にわたる体制整備を図る。(官民連携)

## 【対策本部の設置】

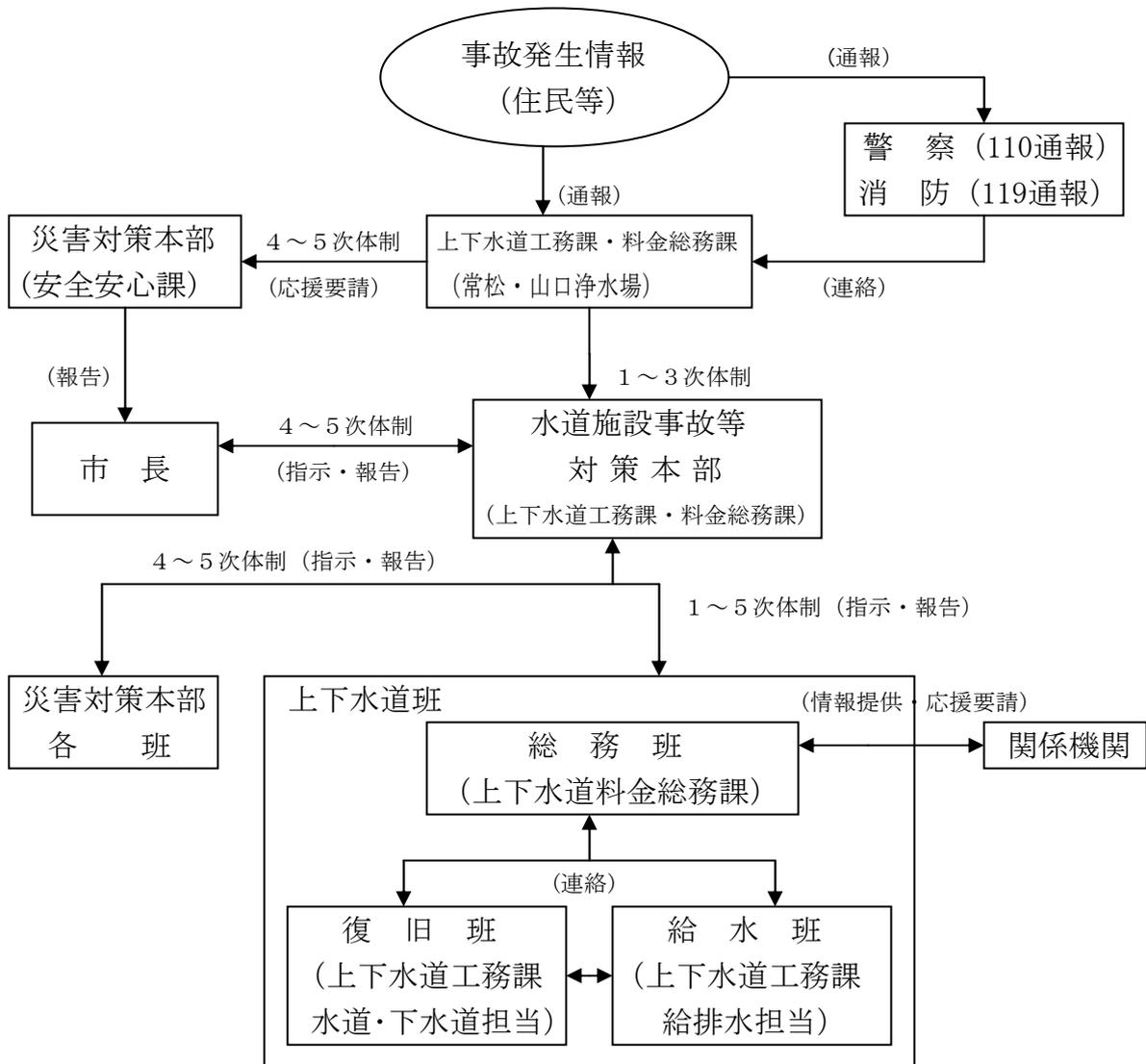
危機管理対応基準に応じて対策本部を設置

危機管理対応基準

体制(危機レベル)	1次	2次	3次	4次	5次
被害影響	限定的		相当規模		広範囲
範囲の目安	49戸以下	50戸～99戸	100戸～499戸	500戸～999戸	1000戸以上
規模	小さい	比較的小さい	比較的大きい	大きい	非常に大きい
会議(本部)	水道施設事故等対策本部				
本部長	上下水道工務課長	環境経済部長		市長	
対応形態	上下水道工務課	上下水道工務課・料金総務課		関係部署	全庁体制
事務局	上下水道工務課				

※ 戸数に関わらず重要施設及び影響範囲等を考慮して体制を決定

事故発生時の初動対応・事故等対策本部の組織図（フロー図）



※ 水道事業危機発生時に災害対策本部が設置された場合は、その指揮下に入る。